

「電波法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集で提出された意見及びそれらの意見に対する総務省の考え方

(令和2年9月24日～同年10月26日 意見募集)

提出件数 12件（個人 12件）

No.	提出された意見	意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	<p>下記の無線局を追加する事で賛成します。 重要な無線局には、更に下記の無線局があると考えます。</p> <p>1. 航空事業に係る航空機の運航の業務に供する無線局 2. 航空交通及び船舶交通の管制の業務に供する無線局 3. 地方自治体が設置する防災行政無線に供する無線局</p> <p>理由</p> <p>1. は、案6号に鉄道事業がある為、航空事業もあるべきと考えます。 2. は、管制業務に支障が出ると航空機及び船舶の多くが危険な状態になると考えるからです。 3. は、災害時により多くの住民・通行人を救う為です。</p> <p style="text-align: right;">個人①</p>	<p>本改正案への賛同のご意見として承ります。 ご指摘の1～3の無線局は、人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供する無線局又は公共の利益のための業務の用に供する無線局として利用されていると認識しております。当該無線局はそれぞれ改正案第3号又は第7号に掲げる無線局に包含されているため、原案のままとさせていただきます。</p>	無
2	<p>原案に賛同する。 但し</p> <p>七 鉄道以外の旅客貨物運送の業務の用に供する無線局 八 原案の七 とすることを提案する。</p> <p>理由は、原案の第七号は「鉄道以外の旅客貨物運送の業務の用に供する無線局」は抱合すると思慮するが、「鉄道以外の旅客貨物運送の業務の用に供する無線局」（タクシー事業者、バス事業者、大手道路貨物運送事業で専用の周波数を割り当てられている事業者用の無線局）は、販売、流通に関わるも者はもとより、購入しようとする者に対して明示した方が良いと思慮する。</p> <p>背景としては、</p> <p>(1) ネット通販業者やネットオークションで販売されている無線機器の中には、外国規格のものが多数あり、中には400～470MHzの広帯域で送受信が可能なものがある。 (2) この機器を使用すると、450MHz付近を使用するタクシー無線や460MHz台を使用する簡易無線局にとっては不法局となる。 (3) 「技術基準適合証明を取得済」として、「携帯局用」「陸上移動局用」として実際に技術基準適合証明を取得しているが、携帯局や陸上移動局の免許取得に関する説明を十分に行っていない業者が実在する。 (4) 同様に137～160MHz帯の広帯域で送信が可能なものも流通しており、150MHz帯の簡易無線はもとより、同周波数帯を使用する各種事業者の無線局にとっては不法局となる。</p> <p>よって、改正案の背景の「公共性が高い無線局」という観点では、「鉄道以外の旅客貨物運送の業務の用に供する無線局」は明記したほうが良いと思慮します。</p>	<p>本改正案への賛同のご意見として承ります。 ご指摘の「鉄道以外の旅客貨物運送の業務の用に供する無線局」の中には、公共の利益のための業務の用に供する無線局として利用されているものがあると認識しております。当該無線局は第7号に掲げる無線局に包含されます。無線設備の製造業者、輸入業者又は販売業者が電波法（昭和25年法律第131号）第102条の11第2項の勧告に従わなかった旨を公表された後、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置を講じなかった場合、同条第4項に基づき行う命令については、その悪影響を与えるおそれがあると認められる無線局として、社会におけるその影響の大きさや重要性を勘案して規定することが適切であり、原案のままとさせていただきます。</p> <p>その他いただいたご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	無

	附帯意見として、当該機器の販売規制にあたっては、それらの機器を使用して、日本のアマチュア局の仕様にあうように改造し、再改造が不可である措置をとり、TSS 株式会社または JARD（日本アマチュア無線振興協会）の保証を受けて使用するアマチュア局の利便性は損なってはならないことと、販売業者に対して販売禁止命令を出すことは、経産省ではなく総務省が単独で行うことが可能になるよう、各種法令（告示含む）の改正が急務である。 個人②		
3	アマチュア無線局の無線設備においては、免許告知が行われているものの、違法無線局の検挙件数は現在改善されていない。しかるに、アマチュア無線局の無線設備が不法無線局として利用されるケースが後を絶たないことから、当該無線局を適正な運用の確保が必要な無線局として指定し、厳密に販売せられるべきである。	不法に開設及び運用されるアマチュア局については、指定無線設備に係る小売業者による告知の推進、規正局による適切な運用の注意喚起、当該アマチュア局に対する取締り等の対策を実施しているところです。 なお、アマチュア局は、その定義から適正な運用の確保が必要な無線局の対象とはならないと考えております。 その他いただいたご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。	無
4	1. 改正案中一号として、「電波監理行政の用に供する無線局」を追加するのが適当と考えます。改正案の趣旨として、重要無線通信への妨害抑止が考えられますが、肝要の電波監理を担う地方総合通信局に配備されている無線局に対する保護措置が無いのは片手落ちかと思料します。2. 改正案中第 7 号について、解釈次第で拡大解釈出来るのではないかと懸念します。例えば、第 2 号の「放送の業務の用に供する無線局」は放送の送信、中継に留まらず、取材用無線局も対象に含まれると解釈出来ます。そうであれば新聞社に免許された無線局も報道が憲法第 21 条及びこれに基づく諸判例から基本的人権として保障及び尊重されていることから第 2 号を準用される余地があります。また、第 1 号の電気通信事業、第 5 号の電気事業が保護されるのであれば、ガスや水道の供給事業の用に供する無線局も保護されるべきでしょう。第 6 号の鉄道事業についても一般乗合旅客自動車運送事業が排除される理由が思い至りません。電波法第 103 条の 2 第 14 項のように個別具体的により細分化した方がよりわかりやすいかと考えます。むしろ第 7 号で曖昧化することで適用範囲を拡大出来る余地を残す意図があるならそれはそれで賛成しますので、明言願います。 個人④	ご指摘の「電波監理行政の用に供する無線局」、「ガスや水道の供給事業の用に供する無線局」等は、公共の利益のための業務の用に供する無線局として利用されていると認識しております。当該無線局は第 7 号に掲げる無線局に包含されているため、原案のままとさせていただきます。 その他いただいたご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。	無
5	【原案賛成の立場で補強意見を提出する】 日本国内で使用する無線設備等は監督官庁である「総務大臣の下、総務省令に基づく技術適合基準満たしている無線設備」であり、この基準等を逸脱している無線設備については、「総務大臣（総務省）の権限」で厳格に使用・販売・転売等については、罰則規定を含め規制対応すべきである。 輸入無線設備及び日本国内に持ち込まれる無線設備等においても日本仕様に適合した無線設備以外は他の省庁、国際機関（オリンピック・パラリンピック含む）、国際調達物品であっても規制の対象とすべきである。 個人⑤	本改正案への賛同のご意見として承ります。 その他いただいたご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。	無
6	本案については概ね賛成です。 しかし、罰則は無ければ現状の電波法同様に違法局は増える一方と思われます。 違法な機器を使用した者を厳しく罰するのは当然であり、さらに販売業者や個人（転売含む）に関しても罰則を明確に設けるべきと思います。	本改正案への賛同のご意見として承ります。 その他いただいたご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。	無

		個人⑥	
7	<p>本年4月24日に改正・公布された電波法の、第百二条の十一第四項には、「(略)・・・その運用に重大な悪影響を与えるおそれがあると認められる無線局が重要無線通信を行う無線局その他のその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるものであるときは、・・・(略)・・・命ずることができる。」と記述されています。</p> <p>ここで、「重要無線通信」は法第百二条の二第一項で定義された語であり、上記から読み取れる、重要無線通信を行う無線局に悪影響の可能性があるときは命令を発動できる、という規定は、上記の条文の中で完結していると考えられます。したがって、総務省令で定めるべき無線局は、「重要無線通信を行う無線局」以外の「その他のその適正な運用の確保が必要な無線局」であると思います。</p> <p>しかしながら、今回の電波法施行規則改正案では、第五十一条の二の第一号から第六号が「重要無線通信を行う無線局」を含んでおり、電波法と重複した規定がなされていると思われます。すなわち、同各号の無線局は、業務の条件は重要無線通信を行う無線局に準ずるが、それ以外の条件が付されないもので、それにより対象無線局の範囲が拡がっていることは適切だと思います。しかし、その一方で、それ以外の条件が付されないがゆえに「八百九十メガヘルツ以上の周波数の電波による特定の固定地点間の無線通信」(法第百二条の二第一項)という条件を満たす「重要無線通信」を行う無線局をも、包含していると考えられます。</p> <p>このままでは、重要無線通信を行う無線局に関する事情により、命令を発動する場合、その根拠条文が、法第百二条の十一第四項の本体なのか、それが参照する電波法施行規則第五十一条の二なのかが、特定できません。</p> <p>この重複規定を避けるため、電波法施行規則改正案の第五十一条の二において、「法第百二条の十一第四項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。」のあとに、「(重要無線通信を行う無線局を除く)」という文言を加えることを提案いたします。</p> <p>以上</p>	<p>今回の省令改正では、電波法第102条の11第4項に基づいて制定するものです。</p> <p>「重要無線通信を行う無線局その他のその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるもの」中の「重要無線通信を行う無線局」は適正な運用の確保が必要な無線局の例示であり、重要無線通信を行う無線局を含め適正な運用の確保が必要な無線局を総務省令で定める必要があります。</p>	無
8	<p>今回新設を提案されている 第二節の二 　適正な運用の確保が必要な無線局 第五十一条の二 法第百二条の十一第四項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。 に、以下の無線を加えることを意見します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 航空無線</li> <li>2. 海洋無線</li> </ol> <p>また、同じく同項の「七 第一号から前号までに掲げるもののほか、公共の利益のための業務の用に供する無線局であつて、混信その他の妨害を与えられることにより当該業務の遂行に支障を生ずるおそれがあるもの」にあっては、これを削除されることを意見します。</p> <p>この表記にあっては、すべての無線が後付けでいくらでも「公共の利益」と指定される可能性があり、一から六までのように具体的に取り上げている意味がなくなること。また、現時点で免許なく誰でも使用できる無線が、「公共の利益」のために急に制限を設けられ、使用できなくなる可能性がある。</p> <p>必要であれば、それらの無線も具体的な名称で第五十一条の二項内に記載するように、必要に応じて改めて改正していくことを意見します。</p>	<p>ご指摘の航空無線や海洋無線に用いられる無線局の中には、人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供する無線局若しくは公共の利益のための業務の用に供する無線局として利用されているものがあると認識しております。当該無線局はそれぞれ改正案第3号又は第7号に掲げる無線局に包含されています。無線設備の製造業者、輸入業者又は販売業者が電波法第102条の11第2項の勧告に従わなかつた旨を公表された後、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置を講じなかつた場合、同条第4項に基づき行う命令については、その悪影響を与えるおそれがあると認められる無線局として、社会におけるその影響の大きさや重要性を勘案して規定することが適切であり、原案のままでさせていただきます。</p> <p>また、本改正は、基準不適合設備を対象とするものであり、技術基準に適合する無線局について、制限を設け使用できなくなるものではありません。</p> <p>その他いただいたご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	無

9	<p>今回の改正案に賛成である。なお、電波法第102条の11各号に基づく総務大臣の勧告・命令について経済産業大臣の同意を要求している第5項は削除すべきである。同条に基づく勧告・命令は電波法と無線技術に関する高度で専門的な知識と判断が必要であり、総務省（総務大臣）がその単独の責任においてなすべきものである。総務大臣がその専門的な知識に基づき是正措置をなすべきと判断した状況において、それらの知識を有しない経産省（経産大臣）が是正措置を講ずべきではないとして不同意することは考えられないし、そのような不同意は適切ではないと考える。菅内閣は、縦割り行政による弊害の排除を政策目標に掲げていることから、電波法第102条の11第5項の削除をその項目に加えて頂きたい。</p>	<p>本改正案への賛同のご意見として承ります。 その他いただいたご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	無
10	<p>以下、意見を行う。      &gt;第51条の2      列挙されている以外の無線局も一般に適正な運用の確保が必要となるものであるので、「第二節の二 適正な運用の確保が必要な無線局」という記述は、「第二節の二 特に適正な運用の確保が必要な無線局」（※「特に」の記述を追加）、また、「(適正な運用の確保が必要な無線局)」という記述は、「(特に適正な運用の確保が必要な無線局)」（※同じく、「特に」の記述を追加）とすべきであると考える。      非常に言っておきたい事なのであるが、電気通信業務となるものでなかったとしても、電気通信については妨げ・盗聴・改竄があってはならない、適正な運用があるべきものである。（運用側にとってもであるし、攻撃等の対象として妨げ・盗聴・改竄を行おうとする意思を持つ者にとっても、である（たとえ攻撃等の対象としているのであっても、それが問題ある事である、という事が誤り無く確実に認知されているべきである。））      どうも改正案の記述では、その部分について、書かない事、及び、単に「適正な運用の確保が必要」となるものについて、特別なものを書いている事により、疎か・蔑ろにしているニュアンスが漂うのであるが、実際、それらについては、真正に「特に適正な運用の確保が必要」となるものであり、そしてまた電気通信業務等に用いるものでなかったとしても（例えば民間における家屋や共同設備におけるもの等。）、一般に「適正な運用の確保が必要」となるのは真正な事であるので、法においてはその事について鑑みて、条文の記述に意を用いる（つまり、列挙しているもの以外についても、一般に、適正な運用の確保が必要、という事を暗に意味として含みつつ、記載のあるものについて「特に適正な運用の確保が必要」として法的に特別の重さがあるものとして扱う、という記述を行うようにする、という事である。）ようにされたい。その方が必ず望ましいはずである。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	無
11	<p>51条の2において列挙されている各号の中に、「運輸及び旅客の事業に係る業務の用に供する無線局」（一般にこれは必要となるものである。民事でも刑事でも「公共の利益」についての話でややこしい事態を招くべきでなく、また普通に特に適正さが守られるべきものとして示すために、記載があるべきである。（公安上重要であるはずである。））及び「飛行機及び船の運用に係る通信の用に供する無線局」（一般にこれは必要となるものである。民事でも刑事でも「公共の利益」についての話でややこしい事態を招くべきでなく、また普通に特に適正さが守られるべきものとして示すために、記載があるべきである。（公安上重要であるはずである。海洋国家であり周囲を海に囲まれた我が国においてこれを示すのは特段の意義と重みがあると考える。））の様な項目が抜けているようであるが、これら2つについて、改正案の51条の2第7号の前に号を加えて記載を追加されたい。</p>	<p>ご指摘の「運輸及び旅客の事業に係る業務の用に供する無線局」及び「飛行機及び船の運用に係る通信の用に供する無線局」の中には、人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供する無線局若しくは公共の利益のための業務の用に供する無線局として利用されているものがあると認識しております。当該無線局はそれぞれ改正案第3号又は第7号に掲げる無線局に包含されています。無線設備の製造業者、輸入業者又は販売業者が電波法第102条の11第2項の勧告に従わなかった旨を公表された後、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置を講じなかった場合、同条第4項に基づき行う命令については、その悪影響を与えるおそれがあると認められる無線局として、社会におけるその影響の大きさや重要性を勘案して規定することが適</p>	無

		個人⑪	切であり、原案のまとさせていただきます。	
12	<p>改定案に賛成です      現下の状況では、ネット通販等で明らかに違法だと思われるトランシーバが売買されており、      ひいては違法無線局の増加に寄与している点が問題となっております      その悪循環を断ち切る為の改定と当方では認識しており、反対する理由は何らございません      また、通販だけでなく、ネットオークション等でも同様の事象が起こっており、業者だけではなく、悪質な出品者も処罰する必要があるのではないかでしょうか      同様に、無線機を販売する店舗に於いても、購入せんとする無線機に対応するライセンスを提示しないと入手出来ない、等の対策を行うべきである、と考えています      上記2点について、再考を求めたいと思います</p>	個人⑫	<p>本改正案への賛同のご意見として承ります。      その他いただいたご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	無